

い し ず え

全損保日勤外勤支部 東日本合同職場会ニュース 08 - 32

2008年 4月 3日 (発行) 首都分会組対部

東京海上日勤火災外勤社員制度廃止事件

(地位確認訴訟) 第6回弁論

4月7日(月曜日) 14:00 開廷

昨年3月26日に下された、東京地方裁判所の「外勤社員制度廃止を事前に差し止める画期的な勝利判決」に、東京海上日勤火災経営は、「職種変更後の不利益が存するものとして正当性を認めなかったことは遺憾である」と、不当にも東京高等裁判所に控訴し、これまで5回弁論が行われました。

これまでの準備書面や弁論で、外勤社員は「職種限定契約」の従業員であり、外勤としての雇用契約を経営が一方的に破棄したり変更したりしてはならないと言う、労働契約の「原理原則」が明らかにされました。その上で、制度が廃止された場合、外勤社員はどれ程の不利益が生じて、経営はそれについて如何に不利益を無くすと言うのか、今回の弁論ではその点が焦点になります。

この裁判は、私たちの仕事と生活を守る為のたたかいですが、日勤火災で先輩方が築いて下さった「契約係社員制度」を東京海上経営の身勝手な都合で廃止することなど、絶対に許せないとたたかっています。

契約係OBや転進した方にも、私たちが何を訴え、会社がどう応えるかを、実際に見て聞いて頂きたいと思います。裁判傍聴は誰でも自由に出来ます。裁判所の入り口で荷物チェックがありますが、その他難しい手続きはなく、傍聴にあたり、身分証明や記名の必要もありません。次回、4月7日14:00、101大法廷に、是非ともお集まり下さい。

<東京高等裁判所へのアクセス> 地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口前、地下鉄有楽町線「桜田門駅」5番出口、徒歩5分